

令和 2 年度

第 2 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：令和 3 年 1 月 14 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで

場 所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

太子町総務部企画政策課

## 令和2年度第2回太子町まちづくり審議会 議事録

### 1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和3年1月14日(木)

場 所 太子町役場議会棟2階 常任委員会室

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時50分

### 2. 諮問事項

太子町総合公園体験学習施設の使用料について

太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る効果検証について

太子町における公共交通の現状と課題について

### 3. 委員の出席者

出席委員：熊谷 直行、三村 喜明、溝端 剛、横山 孝司、  
三浦 淳子（教育委員会）、井手 俊郎（農業委員会）、  
藏屋 正之（自治会）、地丸 勇（商工会）、  
瀧北 りえ（男女共同参画）、窪田 啓子（公募）

### 4. 町出席者

副町長 名倉 嗣朗

事務局及び説明員

総務部長 森田 好紀

企画政策課長 池田 誠

係長 高見 良

主査 太田 祐一朗

主事 平田 一馬

経済建設部長 森川 勝

まちづくり課長 高坂 文泰

主査 矢代 一磨

主事 土井 めぐみ

### 5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

池田課長 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

ただ今から、令和2年度第2回太子町まちづくり審議会を開催いたします。会議に先立ちまして、名倉副町長が挨拶を申し上げます。

## 2. 副町長あいさつ

名倉副町長 改めまして新年明けましておめでとうございます。

本来であれば、町長が参りましてこの場で挨拶をさせていただくところですが、体調不良のため私の方からさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、まちづくり審議会へご出席をいただき、ありがとうございます。平素は、町行政の運営に格別のご配慮を賜っておりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、毎日動向が変化しております新型コロナウイルス感染症ですが、昨日、兵庫県を含めた7府県に緊急事態宣言が再発令されたところがございます。当町におきましても、各施設の閉館時間を20時までとするなどの取組も決定したところがございます。営業時間の短縮、飲酒を伴う懇親会、マスク無しでの会話、狭い空間での共同生活、休憩室・更衣室等といった5つの場面への注意についても徹底要請がされております。

日本で新型コロナウイルスが初めて確認されたのが、昨年1月15日だったかと記憶しております。早いもので、1年が経とうとしております。収束まで道筋が見えておりませんが、世界中でワクチン開発も進んでおります。私どもも感染症対策には気を緩めることなく緊張感を持って取り組んでまいります。

本日は、総合公園の体験学習施設の使用料につきまして諮問させていただくとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る効果検証及び太子町における公共交通の現状と課題についても委員の皆様よりご意見をいただければと思っております。詳細の説明については後ほど事務局より説明がございますのでご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様の益々のご健康とご活躍をご祈念申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は何卒よろしくお願いいたします。

## 3. 会長あいさつ

池田課長 続きまして、熊谷会長からご挨拶をいただきます。

また、今後の進行についても、まちづくり審議会条例第6条の規定により熊谷会長にお願いいたします。

熊谷会長 皆さん、こんにちは。会長を務めさせていただいております、熊谷です。本日の議長を務めさせていただきます。

本日は、太子町総合公園の体験学習施設に関する使用料について諮問を受け、事務局からの詳細説明を経て審議を行いたいと考えます。そして、審議後にはまちづくり審議会としての答申をしたいと考えております。

また、町の総合戦略に関する効果検証の報告と前回のまちづくり審議会での説明を受けました公共交通施策についても進捗の説明などがございます。

本日も熱心なご意見・ご審議をどうぞよろしく願いいたします。

なお、ただ今の出席委員数は10名です。定足数に達していますことを申し添えます。

#### 4. 議事録署名員の指名

熊谷会長 最初に会議録の署名委員を指名いたします。まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。議事録署名委員には、三浦委員と地丸委員の両氏を指名いたします。

お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

#### 5. 議事①（諮問事項）

熊谷会長 それでは、議事に移ります。諮問事項について事務局よりお願いいたします。

池田課長 「太子町総合公園体験学習施設の使用料について」諮問をさせていただきます。副町長が諮問書を読み上げますので、会長はご起立ください。

副町長よろしく願いいたします。

名倉副町長 たまち第1389号令和3年1月14日。太子町まちづくり審議会会長熊谷直行様。太子町長服部千秋。

「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について（諮問）。

都市計画公園である太子町総合公園内にて現在建築されている体験学習施設が令和3年4月に開館します。体験学習施設には、多目的室1及び多目的室2が設置され、それぞれについて使用料を新たに利用者負担として定める必要があります。

つきましては、「太子町総合公園体験学習施設管理条例」を定めるにあたり、貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

代読でございます。よろしく願いいたします。

池田課長 それでは、審議に入りますので、副町長は退席いたします。

熊谷会長 　ただ今、「太子町総合公園体験学習施設の使用料について」諮問がありました。それでは、審議を行うため、事務局より詳細説明を求めます。

## 6. 審議（諮問事項）

高坂課長 　総合公園を所管しますまちづくり課長の高坂でございます。本日はご審議いただく時間を賜りまして、誠にありがとうございます。

　まず初めに事務局員の紹介をさせていただきます。

　経済建設部長の森川でございます。経済建設部まちづくり課都市整備係の矢代でございます。経済建設部まちづくり課都市計画係土井でございます。

　本日ご審議いただきます体験学習施設があります総合公園につきましては、令和5年度末の完成を目標としまして、現在は体験学習施設周辺の工事及び防災備蓄倉庫の工事を行っております。

　総合公園につきましては、地域協働のまちづくりに向けて、「住民とともに育て続ける公園」をコンセプトとし、整備を進めているところでございます。その中で、総合公園内に4月開館予定の体験学習施設につきまして新たなぎわいの創出やさらなる利用促進に向けて、使用料を設定したいと考えており、この度ご審議をお願いしております。

　それでは、今回の諮問事項につきまして、詳細の説明を担当よりさせていただきますので、よろしくお願いたします。

矢代主査 　まちづくり課の矢代でございます。よろしくお願いたします。

　それでは、お手元にお配りしております「体験学習施設使用料算定について」をご覧ください。

　まず、施設概要ですが、名称は「太子町総合公園体験学習施設」となります。建物の位置は、総合公園のちょうど南方の端になります。前面に柳池があり、その向かい側に既に建物が建っております。

　建築面積は1ページに記載してあるとおりで、構造的には木造の平屋建てとなります。部屋は、多目的室1、多目的室2の2部屋整備しております。

　総合公園の全体の整備計画を説明させていただきます。事業期間は、令和5年度までを予定しております。来年度は、隣接する旧環境センターの解体撤去に着手する予定です。それから、多目的グラウンドの投光照明を令和3年度に整備いたします。さらに令和4年度には、ゴルフ場の北側の道路整備をします。最終年度の令和5年度につきましては、駐車場の隣のスペースに民間施設を誘致したいと考えているところです。具体的には飲食店やカフェを予定しております。現在新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食店の経営状況は非常に厳しいものがありますので、今の段階では誘致するというのは、少し厳しいかなといったところであります。

　施設概要を詳しく説明いたします。現在の工事の進捗状況ですが、体験学習施設の本体工事はもう既に完了しております。今工事着手しておりますのは、建築工事として屋根付き園路、それから防災備蓄倉庫を建築しております。

土木工事は、施設周辺の園路整備と、施設前面の芝生整備をしているところです。多目的室1は西側の部屋になります。大きさは36㎡です。部屋の中にちょっとしたキッズスペースになる移動式のマットを置く予定です。東側多目的室2は、多目的室1の倍の大きさ、72㎡となります。屋根付き園路からまっすぐ進むと、土足のままで通れるスペースとなっております。右手側に多目的トイレが2つあります。左手側に倉庫と流し台、お湯を沸かせるようなIHヒーターを置いております。

ここからは、活動方針についてお手元の資料の3ページのから説明させていただきます。まずこの施設の目的ですが、3月議会に上程予定としております施設管理条例では、「人と自然との触れ合いの場や、地域住民の交流の場」を主たる目的としております。施設の役割は、大きくは4つあると思っております。

1つは自然観察学習の場、2つ目は地域ボランティアの活動拠点、そして3つ目は、地域住民の交流の場、そして4つ目が災害時の防災拠点であります。さらに、本日ご審議いただきます貸し室として利用する予定としております。

もう少し具体的な使い方をご説明します。お手元にお配りしております、「みんなの庭プロジェクト～太子町総合公園やってみたいこと大募集」ということで、令和2年12月1日からこちらのパンフレットにて募集をしております。総合公園を自分の庭のように使って欲しいということから、このプロジェクトを立ち上げたところです。

このプロジェクトの目的を少しご説明いたします。国においても、人口減少社会や高齢化社会において、地方自治体の税収というのが右肩上がりになることは考えにくいとしており、一方で高度経済成長期以降につくられた社会インフラというのは、年々老朽化していることもあり、維持管理費が右肩上がりになることが想定されております。そういった中で、公園緑地行政はこれからどう取り組んでいくのかということで、様々な議論の中、幾つか方針が示されており、その中の1つとして行政も資産運用を考える時代ではないかと言われております。そういった背景のもと平成29年の6月に都市公園法の一部が改正されまして、公園の中に民間施設が誘致しやすくなりました。

二つ目は、公園をもっと柔軟に使う必要があるということが言われております。火気を使ってはいけないだとか、危険なボール遊びをしてはいけないだとか、色々と既成概念が存在します。このままでは、これから公園がどんどん使われなくなるのではないかとということで、もっとその地域に愛される公園として使っていこうと言われております。そういったことを踏まえ、みんなの庭プロジェクトを今立ち上げているところです。

このプロジェクトは、3つのコースについて、色々ご意見いただいております。

まず、夢コースですが、例えば総合公園にカブトムシの森があったらいいなとか、そういった素敵な夢を約200件いただいているところです。支えるコースは、総合公園で活動したい人、具体的にはボランティアを募集しているところです。本気コースについては、実際に公園で活動するプランを持っ

ていてそれを実現したい方、例えばお店を出したいと希望される方などが本気コースにご応募いただいております。現在、実施したもののそれからこれから実施するものを含めまして、本気コースについては7件、応募がありました。

具体的には、令和2年12月19日に太子高校のコーラス部に公園を使っただけではありません。コロナ禍でなかなか活動できない中で、屋外である公園で活動できたことは、非常に嬉しいとお声をいただきました。12月20日は、クリスマスマルシェということでキッチンカーやお店が出店し、バイクのハーレーなども同じ場所で展示する複合的なイベントを実施しました。そして、12月24日には「旅する町の保健室」として使用いただきました。これは医療従事者の方を中心に、公園に来られたお子様連れの子育て相談や高齢者の方のちょっとした体の不調を、気軽に相談できる場所をとということで活動されているものです。こうしたこれまでの取り組みから、効果と課題を整理します。

まず、効果につきましては、行政はお金を使わずに、公園の活性化ができるというメリットがあります。それから実際にお店を出された方は公園にお店を出して稼いで帰ってもらう。それから、活動された方は自分たちの活動を広く知ってもらう。来園者の方は、こういったオープンスペースの中で、サービス提供を受けながら豊かな時間を過ごしてもらえる。このように、それぞれにメリットがあると考えております。

もう一つは、この総合公園を全体的に見たときに、一つは陸上競技場があって、それから大型遊具があります。さらに、里山もあって、池もあり自然が残っている公園です。他には余りこのような公園はありません。総合公園は非常に高いポテンシャルを秘めており、それをうまく引き出すような取り組みが必要です。

体験学習施設の目的の一つである「人と自然の触れ合いの場」として、既に行われている活動として、「地域の自然を未来につなぐ会」が植物や生物について子供たちに環境学習を行っておられます。それから、社会福祉協議会は、総合公園にある竹を竹炭にして販売し、出た利益を公園での活動に還元しております。また、柳池の水を抜いた生き物調査や、昔この辺も蛍がたくさんいたようなので、蛍を復活させたいというような、そんな取り組みも行われているところです。

これからの総合公園の取り組みというのは、ハード整備もありながらソフト整備として、少しずつ住民主体の公園づくりを通して「人と自然の触れ合いの場」の提供を実施していけたらと考えております。

公園担当者として、色々な公園を見てきましたが、住民の方が色々関わってつくる公園というのは、必ず公園の中にコミュニティーの場、建物があってそこで活動する拠点があるというのが一つの特徴かなと思ってます。そういった意味でも、4月にオープンします体験学習施設の役割というのは非常に大きいと考えております。

ここからは、使用料算定の基本方針についてご説明いたします。お手元の資料、5ページから説明いたします。

まず、多目的室1と2は定員がそれぞれ24人と48人で1時間当たりの使

用料を、400円と700円としております。使用料の加算については、備考欄の1にて、太子町に住居を有する者（法人にあつてはその所在地）以外の者は、使用料に50%を乗じて得た額を加算した額としております。それから備考欄の2につきましては、これは町内の他の施設と整合するようにしております。入館料を取る場合であるとか、それから営利営業宣伝を目的とする場合には、150%分を加算した料金をいただくということにしております。

使用料の算定ですが、基本的には3つの観点から非常に重要視しております。

「受益者負担の原則」、「利用者に対するわかりやすさ」「周辺施設との比較」これがうまくバランスするように設定しているところです。

まず、「受益者負担の原則」ですが、利用する人と利用しない人の負担の公平性と公正性を確保しております。6ページにございます、施設区分イメージ図は太子町オリジナルではなく、一般的な受益者負担の考えを記載しております。例えば、区分1というのは町民生活に不可欠なもので行政が提供する者、学校などがこの区分1に該当します。これは当然、行政が整備するものですので、利用する方にお金をいただかないということになります。体験学習施設は、区分4に該当します。民間においても貸室というサービス提供ができるかということが一つの指標になります。貸室は民間でも提供でき、選択的かそれとも必需的かという観点からみましても、選択的施設でありますので、区分4受益者負担割合100%としております。

次に、使用料の算定式ですが、まず1㎡当たりの原価を求めております。お手元の資料1の1をご覧ください。2番目の原価内訳について、①の物件費から④の備品購入費までを求めております。上記①から④までの合計が、3,601,880円であり、この金額を基に算定しております。原価に対し、貸し室の延べ床面積108㎡、年間の開館日290日で開館時間は朝の9時から夜の9時までの12時間で割り受益者負担率100%を掛けております。これにより求めた額が1㎡当たり9.58円ということになります。あとは9.58円にそれぞれの36㎡と72㎡を掛けまして、1時間当たり400円と700円の設定にしております。

次に、お配りしております「市町別各施設料金比較表」をご覧ください。体育館の多目的室1は1時間あたり333円となり、本施設の多目的室1の400円より若干安い料金であります。地域交流館のスペース1は、1時間当たり400円で同じ料金設定となっております。多目的室2の700円につきましては、あすかホールの会議室72㎡が1時間当たり500円ですので少し高い設定となります。他市町では、姫路市の勤労市民会館の第6、第7会議室が1時間当たり700円・780円ということで、これと比較すると少し安い設定です。以上より、周辺と比較して大きな乖離はないかと思います。

最後に、資料8ページをご覧ください。減免の取り扱いについて記載しております。減免規定のアからエについては、他の施設と同じ設定にしております。オの「登録団体（あらかじめ体験学習施設に登録された団体）で町が認めた事業のために使用するとき」については、当該施設独自のものとしております。これについては、広く誰でもが参加できるような自然学習や体験学習、講習会や来園者を楽しませるイベントを目的に使われるものであれば、100%減免ということにしております。



以上で詳細説明を終わらせていただきます。

熊谷会長 　ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

横山委員 　ご説明ありがとうございました。一点確認させてください。先ほど、貸室使用料の算定に当たって年間稼働日 290 日、稼働時間 12 時間で試算しているみたいですが実際の稼働率というのは、どれぐらいを予定しているのか。  
また、稼働率見込みに対しまして、損益分岐点というか何年ぐらいで回収できるのかの目安があれば教えていただきたいと思います。

矢代主査 　年間の稼働率については、新しい建物であり実績がないので、今現実的にどれぐらい稼働するかというのは、ちょっと想像ができてない状況であります。費用回収の目安ですが、それも稼働率から求めてくる場所でもありますので、そこについても今はまだ試算できておりません。  
ただし、当初に設定した使用料をそのままずっとではなく、やはりその都度、一定程度見直していく、そういった必要があると思っているところです。

横山委員 　ありがとうございます。町民や利用者にとっても安ければ安いほど、利用しやすい環境ではございますが、ここでマイナスばかり出てしまうと、この施設を作った目的が薄れてくるというふうに思っております。  
また、運営を始めてから 1 年後、3 年後といった一定の段階で一度計算していただけたらなというふうに思いますので、併せてよろしく願います。

藏屋委員 　使用料ですが、5 ページ備考 1 のところに記入しておられます、太子町外に住む方を対象としたものと、備考 2 の使用料を徴収したり営利目的で使用する場合と項目が 2 つあるのですが、町外の方が例えば営利目的で使用する場合、これは併用した状態となりますが、備考 2 の項目に 50%増しという解釈でよろしいのでしょうか。

土井主事 　太子町外の方が営利目的で利用する場合は 50%をプラスし、200%分を加算した料金となります。

井手委員 　今回の公共施設の使用料の算定に当たっては、どこの行政も恐らく一つの基準といいますか考え方を持っていると思います。今回、基本方針が示されておりますけども、この内容は本来町で独自に定めている方針なのかどうかをお聞きしたいです。  
また、この基本方針の内容でいくと十分算定方法の明確さ、使う人使わない人の負担の公平さは十分確保されているものと思います。  
なお、こういった公共施設には減免規定がありますが、減免規定っていうのはあくまで特例的な措置であります。ですから過度な適用は適正な運用を阻害する恐れがありますので、この運用については十分に注意を払っていただきたいと思います。以上です。

矢代主査 ありがとうございます。まずこの使用料の算定についての基本方針が町の中で定められているかというご質問ですが、各施設とも同様の考え方で算定しております。

ただし、稼働している施設と新規に建設される施設とで算定方法は若干異なります。基本的には、維持管理費を回収するというのが前提条件になっておりますので、統制はとれているものと考えております。

それから減免規定の取り扱いについても十分承知しております。ご意見ありがとうございます。

森川部長 補足でございます。今回の使用料の算定には、維持管理費の回収、人件費及び減価償却費の一部を入れさせていただいております。体育館や陸上競技場といった体育施設で既に算定が終わっているようなところについても、類似の算定がなされているとお聞きしております。

ただ、体験学習施設につきましては、体育施設と比べ若干高くなっておりますが、稼働率がどのようになるか不明です。

また、開館日 290 日といった最大の稼働時間を加味してある程度、使用料は抑えられているものの、今後、横山委員がおっしゃられたように、1 年後 2 年後 3 年後一定の期間の状況を見ながら、料金改定を検討する必要があると考えております。以上です。

溝端委員 今日、使用料の算定等についての諮問ということで料金がメインになると思いますが、それと併せてちょっと関連のことを繰り返し申したいと思います。やはりその算定のところで、先ほどからお話に出ております稼働率についてです。年間リース 80% ぐらい算出されていると思います。これは、なかなか厳しいものがあるなと思います。1 年後 2 年後に見直すとなると、継続して町民から見た場合、当初安くて後に上がっていったら、ますます施設から遠のいてしまうのではないかと思います。

また、施設の利用例は、営利とかも含めて出てくるわけですが、やはり宗教行為とか、あるいは暴力団等の反社会的な団体が使用するという点については当然、排除されるものと考えてよろしいでしょうか。

それから、もう 1 点あります。体験学習施設という名称で作られるわけですが、この施設単体で体験学習施設なのだろうかという気がします。むしろ総合公園全体が体験学習の場であって、そのグループがこの施設を使うとは限らないわけです。登録団体が何かする場合に、その団体が持っている様々な道具やモノを置く倉庫とか、そういったものを用意された上で登録団体とされているのか。そうではなくて、登録団体であっても毎回持ち込んだものは全部持ち帰りくださいということにするのか。私自身はどちらかというと、こういう登録団体で活性化して建物を利用しようとする場合には、ロッカーも含めて、そういった人たちが使いやすいように整えておくこと。そうすると団体を通じた公園じゃなくて、この建物の活性化につながるのではないかと思います。今回の料金算定とは関係ありませんけども、併せてお願いします。

森川部長　　まず1点目の、最初にある程度料金を高くすればというようなお話あったと思いますが、委員がおっしゃられるようにこの使用料が高いものとは思っておりません。これでは、ある程度回収まではいけるのかどうかもぎりぎりの線だと思っております。

ただ、今私どもが思っておりますのは、3月に条例を議会に上程しまして、4月、5月をお試し期間ということで皆さんにお使いいただいた上で、できる限りその期間に利用者を獲得したいと思っております。実際に維持管理費の回収をしようと思えば、その段階でいきなり1時間1,000円以上の金額になってきます。しかし、そうではなくある程度利用者を多くして、できるだけ皆さんにこの建物の良さ、公園の良さをご理解いただきたいということで今回はこの価格で使用料を設定しております。

土井主事　　暴力団等の反社会的な団体や宗教的な団体に関する事項につきましては、太子町総合公園の体験学習施設の施設管理条例第6条にて許可しない要件を定めております。その中に「暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは使用許可しない。」というものと、「公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき」との文言入れさせていただいております。

宗教団体につきましては、使用できないという明確な規定はないのですが、町にて公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときや、集団又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある等の文言に照らし、判断させていただく形となるものと考えております。

宗教団体が実際に施設をどういった目的で使われるかというところが焦点になるかと思えます。

矢代主査　　3番目のご質問について答えさせていただきます。ご指摘のとおり、登録団体が活動するにあたって荷物等を置くスペースについては、あまり大きいスペースはありませんが、この建物自体にも一部倉庫機能も持っておりますので、その辺を少しずつ使いながら、活動していただけたらと考えているところです。以上になります

熊谷会長　　他の委員の方、何かご意見はございませんか。

ご異議がないようですので、諮問いたします。諮問「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員　　異議なし

熊谷会長　　ご異議ないようですので、諮問「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について、原案どおり承認し、答申いたします。

ここで諮問事項について答申案作成の間、暫時休憩します。

熊谷会長　　会議を再開します。

諮問「太子町総合公園体験学習施設の使用料について」、先ほどの審議の結果に基づき、作成した答申書が配付されました。事務局で答申案を朗読してください。

太田主査 それでは、答申案を朗読させていただきます。

令和3年1月14日、太子町長 服部 千秋様。太子町まちづくり審議会会長熊谷 直行。太子町総合公園体験学習施設使用料について答申案。

令和3年1月14日太まち第1389号で諮問のあった標記のことについて、本審議会にて審議の結果、下記のとおり答申いたします。

本審議会にて諮問された太子町総合公園、体験学習施設の使用料について、体験学習施設に設置される多目的室1及び多目的室2の使用料は、他の施設の使用料を踏まえ、受益者負担の原則の観点から、施設の維持管理費より設定されたものであり、適当であると考え。については意見を付して原案のとおりとする。1.使用料については、使用状況等を勘案し適宜見直しを検討すること。2.利用しやすい環境の整備に常時努めること。

以上でございます。

熊谷会長 ただ今朗読されました答申案について、ご意見はありますか。

各委員 異議なし

熊谷会長 ご意見がないようですので、本案にて答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

## 7. 答申

熊谷会長 それでは、諮問「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について答申致します。

令和3年1月14日、太子町長 服部 千秋様。太子町まちづくり審議会会長熊谷 直行。太子町総合公園体験学習施設の使用料について（答申）。

令和3年1月14日太まち第1389号で諮問のあった標記のことについて、本審議会にて審議の結果、下記のとおり答申いたします。本審議会にて諮問された太子町総合公園、体験学習施設の使用料について、体験学習施設に設置される多目的室1及び多目的室2の使用料は、他の施設の使用料を踏まえ、受益者負担の原則の観点から、施設の維持管理費より設定されたものであり、適当であると考え。については意見を付して原案のとおりとする。1.使用料については、使用状況等を勘案し適宜見直しを検討すること。2.利用しやすい環境の整備に常時努めること。

以上、よろしく申し上げます。

名倉副町長 委員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜りこのような答申をいただきまして、誠にありがとうございました。

池田課長 ありがとうございます。なお、副町長は別途公務がございますので、ここで退席させていただきます。

## 8. 議事②

熊谷会長 それでは、次の議事に移ります。  
「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る効果検証について」事務局より詳細説明を求めます。

池田課長 ここで事務局員の交代をさせていただきます。  
改めまして、事務局員の紹介をさせていただきます。  
総務部長の森田でございます。企画政策課政策係長高見でございます。企画政策課政策係平田でございます。  
それでは、「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る効果検証について」担当より説明をさせていただきます。

平田主事 平成31年度・令和元年度太子町まち・ひと・しごと総合戦略効果検証について説明させていただきます。この効果検証をもって昨年度で計画期間満了となりました第1次総合戦略の総まとめとさせていただきます。

事前配布させていただきました「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証」の資料をご覧ください。

この資料は1から3までの基本目標ごとに、数値目標とKPIの各項目について3年間分の実績を記載しています。次のページには関連施策・事業を記載しております。このページの「有効性」については、目標実現にあたり効果的であった事業を「高」と判断しています。

また、「効率性」については、費用対効果をみて、有効性が高く事業費が概ね10,000,000円以下の事業を「高」と判断しています。

それでは、具体の説明に移ります。まず、はじめに基本目標1のしごとづくりの分野になります。

数値目標の「法人住民税納税義務者数」は、693件と達成することができました。KPIについては、施策③の「支援制度の活用による起業・創業者数」についてのみ達成できた項目となっています。施策①の就労支援につきましては、平成29年度の1件のみで、この実績は若者サポートステーションから直接的に就職に結びついた人数となっており、若者サポートステーションからまた別の職業案内を経て就職に結びついた人数については、数値を追うことができないため実績の計上はしておりません。

また、空き店舗の利活用による支援制度と施策②の継業支援制度につきましては、実績としましては0件となりましたが、現在取り組み始めているところです。

特産品、地域ブランドの創設件数につきましては、西播磨サンショウの1件のみとなっておりますが、加工品開発や小学校児童によるPRを行いました

た。

農産物等販売団体の売上は減少していますが、これは太子いちじく部会の会員減少に伴い生じたものになります。

施策・事業につきましては、高校生を対象とした地元企業を巡るバスとして企業見学バスツアーを実施しました。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りましたが、事業は継続していく予定です。

次に、基本目標2のひとつづくりの分野になります。

数値目標の「5年後の年少割合16%以上の維持」は14.5%で未達成となりました。当町は若いまちであり、他市町と比して緩やかではありますが、徐々に少子高齢化社会に向かって進行している実態が見られるかと思えます。そのような中、施策②においては、年間出生数が減少し、KPIは達成できなかったものの、妊産婦保健指導やこども園の定員増加については、母親学級から両親学級に転換したこと、認定こども園の整備により達成しています。

また、施策③につきましても、昨年新型コロナウイルス感染症の影響等により、平成30年度よりも実績数値が減少している項目がありますが、半分の項目が達成することができました。施策・事業については、今年度完了しました幼稚園と小中学校の空調設備事業、また、新型コロナウイルス感染症を受けて、校内ネットワーク環境の整備が進められています。現在は中学校2校と石海小学校が整備されていますが、学習用端末の整備も含めて今年度中に小中学校全6校が整備される予定です。

最後に基本目標3のまちづくりの分野です。数値目標の「5年後の総人口現状水準を維持」については、34,100人で目標数値を達成しています。

施策①の空き家バンク利用による解消件数については、実績は0件ですが、空き家バンク制度が昨年度より開始され、今年度は1件の登録がありました。

また、昨年度末には空家等対策計画を策定し、今年度には県制度の補助に町補助を上乗せする空き家活用支援事業を開始しました。今後も空き家解消に向けた取り組みを継続・拡充していきます。

施策②につきましては、認知症サポーターの人数が数値目標を大きく上回って達成しています。少子高齢化社会への進行に伴い今後増加が予測される認知症の方へのバックアップがまち全体で可能となるよう今後も継続して事業を推進します。

施策・事業については、まちの安心感の向上に資する防災行政無線が整備されました。現在、太子高校などと連携し放送の協力をお願いするなど、新たな活用手法を検討しているところです。また、一時避難所となる龍田公民館のトイレ改修が現在進められています。

令和4年度に迎える聖徳太子没後1400年に向けて、1400年プロジェクトは今後も継続して推進します。

また、昨年度の移住定住パンフレットの作成に引き続き、今年度は町紹介ムービーを作成しました。さらに、今年度より町のインスタグラムも開始しました。太子町に移り住んでいただくことも重要ですが、太子町を知っていただく、遊びに来ていただくことも重要ですので、社会情勢などに対応した

様々なまちのPR手法を今後も検討していきます。町紹介ムービーについては、来月下旬の公開を予定しています。まだ仮の段階のものではありますが、最後にムービーをご覧いただけたらと思います。

次のページの第1次総合戦略の成果と課題については、記載のとおりとなります。主要項目については先ほどの説明でさせていただきましたとおりとなります。

最後に総合戦略の今後について説明します。第1次総合戦略の期間満了を受け、昨年度に策定しました第2次総合戦略を包含する第6次総合計画へ転換します。このページでは、前のページに記載しています課題を当計画の5つのプランに割り振って記載しています。それぞれの課題をもって、今年度より計画期間がスタートしました当計画に基づいた施策を推進します。

なお、今年度の実績については、来年度の秋頃を目安に各課からの実績を踏まえてご説明させていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

高見係長 補足説明となりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、昨年度までは有識者会議で審議していました。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年度、27年度に国から、人口減少に対応する、地方に活力を創る、仕事を創るという3つの目標を設定した地方創生に係る計画策定の指示を受け、全国一斉に始まったものです。昨年度末で5年が経ち計画期間が満了し、新たな総合戦略については、第6次総合計画に包含して策定したことから、今年度から総合計画の諮問機関であるまちづくり審議会への報告、意見聴取させていただくこととしています。まちづくり審議会委員の皆様には、地域創生、地域活性化に係るご意見をいただければありがたいと考えています。

平田主事 それでは、ここで太子町PR動画を再生させていただきます。

(太子町PR動画 上映)

熊谷会長 事務局から説明がありましたが、これにつきまして何かご質問、ご意見等がありましたら賜りたいと存じます。

横山委員 1点、全体のことを確認したいです。KPIにある達成目標の、達成しているところと達成できてないところが多々あり、すべてに注力できるわけではないことは承知していますが、達成できなかったところについて今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

例えば、令和元年度の最後は新型コロナウイルス感染症の影響が多少なりともあるのかと思っています。今後これをどう見直していくのかどうか、未達成のところに対してもっとプッシュしていくのかどうか等々、お考えあれば教えてください。

高見係長 第1次総合戦略は昨年度末で終わりましたが、その検証も含め、第2次総

合戦略を策定しました。横山委員のご質問のとおり、前総合戦略で見つめ直した上で、未達成の項目であっても、これからの当町にとって実施が見込まれない、効果が見込まれない事業については、第2次総合戦略に引き継いでおりません。第2次総合戦略において、引き継いだ事業、新しく起こした事業に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

溝端委員 最後のページに視点を4つ記載されていますが、数値目標なので、仕方ないも知れませんが、人づくりのところで年間出生数と言われると、動物的な人づくりになります。確かに子どもが増えるかどうかということは重要な要素ですが、少子化で子どもが増えない中でも、地域にとって優秀な人間を育てるということの方が大事ではないでしょうか。というのは、社会保障人口問題研究所からデータが出ていますが、おそらく人口は今後増えないと思っています。社会的な移動でこっちからこっちへ来てくださいという形で増えることはあったとしても、全体的にはやはり減少していく。そのときの人づくりは何かというと、2人で行っていたことを1人が担えるような人材を育てること、やはり教育が大事であり、この人づくりの数値目標に欲しいです。

例えば、図書館などの学習スペースをどれだけ利用しているかなど。こども食堂を見ていると、家庭の貧困があり、家庭の中で学習することが誰しも保証されてないです。その中で、町が人づくりの一環としてそういう子どもたちに対して積極的に教育の場を提供するなど、年間出生数という形の他はないのかと感じました。

それから、魅力づくりにおいては、観光でどれだけ人が来てくれるかという観光だけに特化した魅力づくりよりは、逆に太子町の住み続けたいと思う人の割合、これが大事だと思います。転出の場合は仕事でいくら魅力的な町でも出る必要があったりするわけですが、観光客だけではないかなと思います。

安心づくりでは、住宅の耐震化率だけが挙げられていますが、これも物理的安心度であって、人々の安心はいわゆる治安、事故あるいは災害に強いなどを指すと思います。

例えば、避難所の備蓄量などが大切ではないかと感じました。4つの指定のところで、これが太子町だということを打ち出せるようなものがあればいいと思います。少子高齢化はもちろん、歳をとったいわゆる戦後の団塊世代が去って残るのはやはり人口減であり、未来を担う子どもたちをどうしていくかというときに、太子町は教育熱心だ。だから、ぜひ太子町で子育てしたいという家庭が、あるいは家族が来るのが、私の中では理想の町です。太子町に行けば手当がたくさん貰えるから、太子町へ来ましたというのは、他力本願的な住民が増えて町の負担が多くなるわけで、積極的な納税者とか、教育熱心な人が集まるようなものを明確に、太子町は西播磨の中でも違うというような横並びではないそういうものが欲しいなと理想論ではありますがそう思います。

高見係長 ご意見のとおり、年間出生数だけを求めるものではなく、子育て環境、教



育環境を高めることによる移住者、転入者の増加も含めて、子どもたちの声があふれる町にしたいと考えています。例となりますが、令和3年4月に小学校入学を予定している子どもは309人ですが、現在町内で生まれている子どもの数は250人を下回っています。子育て世代の太子町への転入による増加であると考えられます。溝端委員のご意見のとおり、町の子育て施策や教育を魅力と感じていただき、さらに多くの若い世代の転入を促したいという気持ちを持っています。子どもたちの学習環境についてですが、地域交流館1階の交流スペースをご覧いただくと、たくさん子どもたちが勉強しています。また、瀧北委員がお勤めになられている「ちやのきカフェ」においては、コロナ禍以前は地域に交流スペースを提供されていて、勉強する子どもも見受けられていました。そのような、家庭での学習環境がない子どもが地域で学習する場所を増やしていければと考えています。

総合計画の基本政策「学び成長するまち」につきましては、出生数に加え、全国学力学習状況調査項目「自分の存在を肯定的にとらえている児童・生徒」の割合をKPIとして掲げています。教育環境がしっかりしていれば、子どもたちが自分に自己肯定感を持って成長していただける、そういった町にしたいということ話し合い、学力で全国平均以上を目指すのではなく、子どもたちが学校生活、地域生活に満足して自分を肯定できているというパーセンテージを上げること目標にしています。現状では81%、小学生で81%、中学生で81.9%の子どもたちが自分の存在を肯定的にとらえています。5年後の数値目標では85%の子どもたちが自分を肯定して生きていると、そのように答えるまちであって欲しいと考えています。

そして、転入と転出についてはこのまちに住みやすい、住み続けたいと思っているかどうかを目標に掲げています。安心づくりについても、住宅の耐震化率だけではなく、安心に係る住民の満足度、防犯や防災に対する満足度などを目標に掲げています。5年に1度の住民アンケート、住民の皆さんからの通信簿で、達成したい目標、KPIを設定しています。

溝端委員 ウェブ環境にも貧困の問題があります。十分なその環境が平等にあるのではなく、家庭によってばらばらな中で導入していきますよと言われたときに、コロナ禍に適した教育環境の整備としていますが、これは学校教育の場だけではないです。リモートしている家庭のところまで踏み込んだ話になってくると思っています。そういう意味では、学校がどこでこういう施策ありますよっていうだけではなく、その貸し出しも含めて、家庭でウェブ授業を受けられる保証を進めてほしいです。これから新型感染症が出てきた場合に、今回のこのコロナだけではないわけですから、そういうときの危機対応として、太子町の人たちが家庭で学習を余儀なくされる場合であっても、家で子どもが1人で暮らして、リモートを設ける環境がないというようなことがないよう諸施策を進めてほしいなと思います。

池田課長 溝端委員がおっしゃるように今回のコロナというものが太子町だけではなく日本社会にあったいろんな問題をあぶり出したような状態だろうと思います。貧困の問題にしましても、子供の家庭の問題、ひとり親の問題、あ

と老老介護など複合的なものが絡んで、これがコロナで一気にあぶり出されています。

例えば、1人だけで家庭にいて、学校も休校して1人でいなきゃいけない小学校低学年の生徒、あるいは介護サービスの方が休業してしまって、認知症の方が認知症の方を看て生活しないといけない、そういういろいろなものが出てきているという状況です。溝端委員がおっしゃった教育の点で申しますと、そのハード的なところではギガスクール構想といいまして、タブレット端末を導入しています。現在は学校で授業ができておりますけれども、もしも臨時休校になった場合に、家庭にそれを転用するのか、そういった議論はおそらく出てまいろうかと思えます。ハード的なものはそういった形で整備しつつ、その運用の問題、ソフト的な部分をどのように使っていくか、そういった方々をどのように見つけていくか救っていくのかということが、コロナ禍で見つかりにくくなっている状況での我々の課題だろうと思えます。

福祉の方では、来年度から福祉の連携という形、高齢者とか障害者とか、そういう縦割りになっていたものを総合的に連携して、事業をやっていくと、そういったものが国の施策として、社会福祉法の改正で取り込まれるようになりました。そういったものを当町としても今後整備検討していくことになろうかと思えます。見逃さない支援のあり方というもの、また、コロナと応用問題で難しい中で研究していかなければならないと考えております。福祉のことで具体的なお答えはできませんけれども、そういった課題は認識しているところです。

**溝端委員** 世界的なSDGsでも1人も置き去りにしないという目標が掲げられている中、行政のいわゆる1番地元のところで受けとかなければいけないことがあると思えます。だから、その世界のSDGsの動きと、国の動き、社会の動き、そして行政はどうするのか、ぜひ次の計画のときにはそういう観点も含めて、つくり上げていくことが必要かなと思えます。

**池田課長** 第6次総合計画でSDGsも掲げさせていただいています。ただ、SDGsを挙げているだけ、ラベルを張っているだけでは、それは本当に意味のあるSDGsになりませんので、いかにそれを具現化していくか、これは計画を昨年策定した後、それ以降の我々の課題だと思えます。溝端委員がおっしゃったように、誰1人取り残さない、それを単にラベルを張るだけではなく、いかに具現化するというのを、我々は総合計画を策定した責任もございますので、そこが具体化できるように取り組んでまいりたいと思えます。

**窪田委員** 聖徳太子1400年プロジェクトですが、どのような取組をしているか、どのように参画できるかお教えいただけますか。

**高見係長** 聖徳太子1400年プロジェクトは、2022年の聖徳太子没後1400年の記念の年を地域活性化のきっかけにしようという住民主体の取組です。連合自治会や太子高等学校、観光協会など、たくさんの地域団体が集まり、斑鳩寺と聖徳太子をキーワードにしたまち活性化事業を実施しており、役場も参画し

ています。各団体がそれぞれ、また、コラボレーションして事業を行っていますが、例としては、ストラップの製作や太子高等学校のJコーラスコンサートや花苗配り、おたいしマルシェ、福祉フェスティバル、聖徳太子講演会などが挙げられます。旅行会社や福祉施設などからも、プロジェクトを知り、参画したいと声をかけていただいております、参画団体は増加しています。私たちは「これがしたい、これができる」など、参画いただけるようであれば、ぜひ斑鳩寺や役場にお声かけいただければ嬉しく思っています。

窪田委員 空き家がどれぐらいあるかというのは把握されていますか。

高見係長 一昨年、自治会にご協力いただき、空き家調査を実施しました。その段階では450件ほどの空き家が町内にあるということで聞いています。

## 9. 議事③

熊谷会長 他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ご意見等が無いようですので、続いて「太子町における公共交通の現状と課題について」事務局より詳細説明を求めます。

高見係長 7月に開催した第1回まちづくり審議会でいただいた意見を主な6つに取りまとめ、資料として配布しています。資料に基づき、現在の事務局の見解をご説明し、その後に委員の皆様からご提案、ご意見を受けたいと考えています。

1つ目として、この町は買い物や公共交通、バス、タクシー、JRなど、既存公共交通に恵まれ、それを維持する、活性化することが大切と意見をいただきました。町におきましても、コンパクトで既存バス路線が維持され、タクシー会社のタクシー保有台数も多数あるなど、太子町は利便性の高いまちであると認識しています。住民の皆さんとともに、既存公共交通の維持を第一に考え、公共交通の考え方を学び広げる、モビリティマネジメントの考え方をまちに浸透していきたいと考えています。

2つ目として、やすらぎタクシーや高齢者等買い物支援事業と公共交通の住み分けが必要であり、公共交通域でカバーできない部分を福祉施策で補う考え方を持つべきという意見をいただきました。前回の審議会後、福祉部門と企画部門で協議の場を持ち、ご意見とまちの考え方を共有、協議・検討しました。また、庁内横断的に住民の生活を考えるため、こちらにいる平田主事を中心として、さまざまな部門の若手職員有志が参加し、町独自の公共交通カードゲームを検討・開発しています。完成した際には、まちづくり審議会の皆様にもご披露できればと考えています。

3つ目として、バス停に自転車置き場を設置するなどし、バス停の公共交通域を増やすという意見をいただき、4つ目として、バスの到着時刻や運行状況等を示す掲示板の設置に係る意見をいただきました。この2つのご意見を受けた町事務局の試案が別紙資料、「あすかホール南側への新たなバス

停の設置」となります。ふるさと文化村には、駐輪場、駐車場があり、サイクル&ライド、パーク&ライドが可能であること、バス運行状況表示板を設置することで、安心してあすかホールや図書館、喫茶店などでバスや送迎を待てること、ふるさと文化村の利便性も高まると考えています。現段階の事務レベルの案であることを説明の上、本案を調製し、兵庫県龍野土木事務所やたつの警察、神姫バスからの意見聴取を進めています。また、バス停への自転車置き場設置の案の一つとして、バス路線にある店舗や事業所に自転車置き場の利用の協力を進めていきたいと考えています。企業にとってもバス利用後に買い物に寄ってもらえること、企業の社会貢献活動としてPRできることを説明の上、複数の事業所に打診し、すでにマルナカ太子店様より協力可能との返事をいただいています。

5つ目として、マイカー依存が高い状況では公共交通の利用は選択肢に入りにくいというご意見でした。1つ目のご意見への回答と同じく、モビリティマネジメントを進めていく、例えば、出前講座の利用を積極的に働きかけながら、役場が地域や学校、企業に出向いて公共交通と一緒に考えていきたいと考えています。

6つ目として、高齢者等買い物支援事業の拡充、ボランティアの確保の意見をいただきました。自治会域を越えた制度とすることが必要であり、ボランティア確保に向けたまちの積極的な関わりが必要との意見をいただきました。高年介護課所管となりますが、実施自治会へのアンケート及び直接聞き取りなどを実施していること、将来に渡って持続可能な制度設計を検討していきたいという考えを持っていることをご報告します。以上で、前回の審議会でもいただいた意見への町の検討結果等の説明を終わります。

熊谷会長 事務局の説明を受け、各委員よりご意見をお願いします。

瀧北委員 あすかホール前のバス停新設は効果的な案と感じました。自転車でも車でも行けること、自転車置き場に屋根があること、座ってバスを待てることは非常に魅力的です。マルナカ太子店の自転車置き場の利用もすごくありがたい話です。

三浦委員 前回の会議で私が提案した、商業施設の自転車置き場の実現に向けて動いていただき嬉しく思います。今後、他の商業施設にもこのような協働の輪が広がることを願います。

バス停の新設ですが、昨年、鶯バス停が少し北に移動したように、バス停を移動することでの対応は難しいのでしょうか。また、鶯バス停は、まちの最も主要なバス停とお聞きしています。鶯バス停への自転車置き場や表示板の設置も有効ではないでしょうか。新たな公共交通施策の導入ではなく、このような既存公共交通の利活用推進に賛成です。

高見係長 鶯バス停の移動、表示板の設置については、事務局においても検討し、バス会社と下協議を行いました。鶯バス停は、民地に隣接しているため、自転車置き場や表示板の設置は困難であり、現段階の代替え案として、あすかホ

ールへバス停が設置された際には、鵜バス停へのバス運行状況の表示等を検討しています。

バス停の移動については、バス会社と道路管理者、地権者の協議により検討・実施されるものです。鵜バス停については、横断歩道に隣接した危険なバス停であったことから地権者、自治会等の協力を得ながら移動できたものです。東南バス停、鵜バス停の移動も含めバス会社と協議しましたが、バス停間の距離やバス停付近の住宅密集度を鑑み、あすかホール南側への新設案となりました。

地丸委員 過度に自動車に頼る生活は私も含め課題であると考えています。太子町は非常にコンパクトなまちであり、大部分の住民にとっては自転車でも十分に買い物ができるまちでしょう。自転車の利活用をもっと推進、啓発していくべきであり、電動自転車なども活用したまちづくり、交通を考えていければいいと考えています。

高見係長 町において、自転車の利活用を進めるよう、平成28年に自転車ネットワーク計画を策定していますが、車社会からの転換はまだ難しいものです。一方、JR網干駅周辺にはたくさんの自転車置き場があり、自転車で駅まで行き、京阪神まで通勤・通学している方もたくさんおられます。観光でも、仕事でも、JR網干駅にいられた方が太子町への交通手段として自転車を活用できればと考えています。

藏屋委員 高齢者等買い物支援事業ですが、買い物への支援については、商業施設の少ない市街化調整区域に必要性が高くなり、その市街化調整区域は高齢者の割合が高くなり、これから先はますます単一自治会だけでの運用は難しいでしょう。

例えば、社会福祉協議会の移送ボランティアの皆様などの協力など、幅広く人材を募る、複数自治会、校区自治会が共同で運用するなどご検討ください。

高見係長 ご意見を生かせるよう、担当課とともに協議・検討します。なお、本事業は、法律上の制約で、原則無償ボランティアによる運転が必要となっています。

井手委員 公共交通は、利用料金の対価としてサービスの提供を受けるものであり、虚弱高齢者や障害者に対応するのは、公共交通ではなく福祉サービスに属するものであるべきです。特にコンパクトな町域であり、神姫バスやタクシーが一定以上確保されている現在、コミュニティバスなどで全てを一括りにしてサービスを考えるのは適切でないと考えています。

横山委員 私もこの町は、自転車で十分回れるすごくコンパクトでいい町と感じています。従って、単独でのコミュニティバスなどの公共交通施策の導入の必要性は低く、導入するにあたっては、隣接する姫路市やたつの市も含め、広域

で協議・導入していくべきであると考えています。

高見係長 姫路赤十字病院やツカザキ病院などの利用者も多く、また、大津イオンなども多く利用されていることもあり、事務局においても、公共交通は町域ではなく、生活圏域で考える必要があると考え、今年度においても姫路市やたつの市と協議の場を設定しました。国土交通省の後押しもあり、姫路市において広域の公共交通計画を検討されていますが、コロナ禍で国主要統計のパーソントリップ調査が延期になっていることなどにより、今年度、来年度での広域計画策定は困難と聞いています。

溝端委員 あすかホールへの表示板の設置案については、運行本数が少ないことから寂しいものになると感じました。一方、商業施設の協力によるバス停の利用可能域の拡大は非常に興味深い試みであり、いいまちづくりであると思いました。行政主導ではなく、企業や町民とコラボしたまちづくりをこれからも進めてください。赤穂市では、赤穂城や商店街の近くに、地主さんが無償で敷地を提供して、誰でも無料で駐車できる「善意の駐車場」が2箇所にあります。このような取組を表彰するなどして広く呼び込んでくることも一つの方法です。

高見係長 赤穂市の善意の駐車場、当町も学んでみます。近隣のバスの運行本数が少ない地域でのバス表示板については、播磨新宮駅前のバスロータリーに設置してありますので、活用状況等を調査します。前方の写真をご覧ください。町内企業の取組として、黒岡バス停をご紹介します。低いブロック塀の上に木の板を張り付け、簡易なベンチを作っていただいています。狭い歩道なのでベンチを置くことが困難な場所であることを見かねた企業が善意で行ってくれたものであろうとお聞きしています。溝端委員のご意見を受けて、このような企業の社会貢献活動と町が協働することが大切なことと再認識しました。

溝端委員 電動自転車のお話がありましたが、電動三輪車は、足腰が不自由な高齢者も利用でき、時刻表などに縛られたくない高齢者にとっていいと聞いています。電動三輪車の活用についてはいかがお考えですか。

高見係長 介護保険制度や障害者総合支援法で支援ができる電動三輪車いわゆるシニアカーですが、現行の町内の歩道を鑑みると段差が多く、高齢者の利用には危険が伴う場合も多いと考えています。昔は歩道と車道に段差を付けることが適切とされていましたが、現在はフラットな歩道が推奨されており、町内では老原から蓮常寺にかけての東西の道をフラットに施行しているところですが、道路の形状変更には多くの費用が必要です。全域での歩道改良にはまだまだ年数が必要です。

溝端委員 事務局の意見のとおり、現行の歩道では危険性が高く、ユニバーサルデザイン、バリアフリーのまちづくりが今後ますます重要になるでしょう。よろ

しくご検討、推進をお願いします。

瀧北委員 スーパーカワベの関連事業として認識していますが、家まで移動スーパーが来てくれる、「とくし丸」が高齢者施設等を回れば、高齢者も買い物の楽しみをずっと持ち続けられると感じています。

高見係長 高年介護課との協議の中でも同様の協議をしました。「とくし丸」はスーパーカワベとの委託契約の形で個人が事業を行っておられますが、既にたくさんの方から依頼を受け、新たな受入枠がない旨をお聞きしています。町から自治会公会堂や高齢者施設への移動販売などを提案しています。瀧北委員のご意見のとおり、企業活動も含めたさまざまな手法により、高齢者の生活関連物品の入手機会と買い物の喜びを支えたいと考えています。

## 10. 閉会

熊谷会長 他に、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。  
ご意見等が無いようですので、議事を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。  
太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び公共交通施策については、引き続き事務局より進捗状況などの説明を受ける予定です。  
事務局から連絡事項はありますか。

太田主査 失礼いたします。長時間に亘りご審議いただきありがとうございました。  
当まちづくり審議会については、「太子町報酬及び費用弁償に関する条例」に基づきまして、会議出席者に対して報酬をお支払いさせていただきます。お支払い日や金額等については、個別に通知にてお知らせさせていただきます。  
前回より変更がございましたら私まで申しつけください。以上でございます。

熊谷会長 本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。  
会議では、「太子町総合公園体験学習施設の使用料について」原案どおり承認しました。事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。  
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力をお願いします。  
それでは、これをもちまして、令和2年度第2回まちづくり審議会を閉会いたします。

池田課長 熊谷会長、どうもありがとうございました。  
委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和3年2月8日

署名委員

三浦 淳子 

地井 菊 